

(一財)秋田県建築住宅センター 建設工事入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(一財)秋田県建築住宅センターが発注する建設工事(以下「センター工事」という。)の指名競争入札(以下「入札」という。)について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(指名の基準)

第2条 契約担当者は、秋田県建設工事入札制度実施要綱別表2左欄に掲げる種類の建設工事に係る格付を受けた者のうちから指名するものとする。ただし、建築一式工事のB・C級、電気工事及び給排水暖冷房衛生設備工事のA級、造園工事のA級及び消防施設工事については理事長宛の「建設工事請負指名願い」(様式1)を提出したもののうちから指名する。

2 契約担当者は、前項の規定する者のうちから、工事の種類、内容若しくは地域の建設業者の能力を勘案し、原則として5者以上を指名する。なお、この場合は、適正な競争力の確保を図るものとする。

3 契約担当者は、次の各号の一に該当する場合、前項の規定にかかわらず、当該工事の施工について十分な技術的能力を有する者のうちから指名することができる。

一 災害等により緊急を要する工事の場合

二 特別の施設又は技術を要する工事の場合

三 入札に付するセンター工事の請負指名願いの提出者の数がきわめて少ない場合

4 指名においては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 建設業許可の状況

二 信用度

三 工事实績

四 手持工事の状況

五 当該工事の地理的状況

六 技術者の状況

七 当該工事施工についての技術的適正

八 機械器具の保有状況等

九 その他

5 指名願いの有効期間は、当該年の6月1日から2年後の5月31日までとする。但し指定管理者制度導入により、翌年の3月31日までとなる場合がある。

(予定価格の事前公表)

第3条 請負対応額が250万円を超える建設工事の入札に付すもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの(入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの)を事前公表するものとする。

- 2 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面の閲覧により行うものとする。
- 3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

(指名審査会)

第4条 指名業者の選定等について審議するため、住宅センター内に指名審査会を置く。

- 2 指名審査会は指名競争入札に付す工事について次の各号に掲げる事項を審議するものとする。
 - 一 指名競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定
 - 二 その他センター工事の執行について必要と認める事項
- 3 指名審査会は、理事長が2名以上の職員を指名し構成する。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、秋田県建設工事入札制度実施要綱及び建設工

事等競争入札事務の取り扱いの各事項 を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年 3月 6日から施行する。
- 2 (財)秋田県建築住宅センター修繕工事入札制度による実施内規(平成8年4月1日)は廃止する。
- 3 平成14年4月1日 一部改正(この要綱は、平成14年4月1日から施行する。)
- 4 平成15年3月24日 一部改正(この要綱は、平成15年4月1日から施行する。)
- 5 平成17年3月31日 一部改正(この要綱は、平成17年4月1日から施行する。)
- 6 平成25年1月25日 一部改正(この要綱は、平成25年4月1日から施行する。)
- 7 令和3年3月31日 一部改正(この要綱は、令和3年4月1日から施行する。)